

はじめに

ASBJ 常勤委員 のむら よしひろ
野村 嘉浩



保険契約プロジェクトの担当委員を務めております企業会計基準委員会（ASBJ）委員（常勤）の野村です。

今回は、本誌の特集として、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「保険契約」（以下「本公開草案」という。）を取り上げ、その解説を試みると同時に関係者からのご意見を紹介させていただきます。

2004年、IASBはIFRS第4号「保険契約」を暫定的基準として導入しましたが、これは既存の国際的な会計慣行の多くを維持することを認めたものであったため、プロジェクトの第2フェーズとして、IASBは保険会計の包括的検討を行ってきました。本公開草案は、その検討の成果として昨年7月に公表されたものです。すでにコメント募集を終え、IASBは本年（2011年）6月の最終基準化を目指しています。

本公開草案の提案によると、保険契約に基づく保険負債は毎期、現在価値で再測定されることになります。また、本公開草案はその名のとおり、「保険契約」を主な適用範囲としており、生命保険会社や損害保険会社等のいわゆる「保険会社」を直接的に対象とする会計基準案ではありません（一般的には、保険契約の発行を主な事業活動とする保険会社は、本公開草案に深

く関係することになると考えられます。)。例えば、本公開草案で提案されている「保険契約」の定義には、金融保証契約も含まれています。すなわち、子会社の借入金を親会社が債務保証する場合、この債務保証も「保険契約」としての会計処理を求められることとなります。この場合、当該親会社が保険会社ではない会社、例えば製造業等の一般事業会社であったとしても、当該債務保証に対しては「保険契約」会計基準の適用が求められる可能性があるということを意味しています。

このように、「保険契約」会計基準の影響は、生命保険会社や損害保険会社等の保険会社に留まらないことになります。

IASBでは、本公開草案に対するコメントや円卓会議（昨年12月の東京開催の概要については、本特集の別稿（51頁）をご参照下さい。）における参加者の意見等を参考としながら、本年6月の最終基準化を目指して、2月から実質的な審議を再開しています。本公開草案の提案内容がどのような形で最終基準化されていくのか、今後も引き続きウォッチしていく必要がありますが、今回の特集を通じて、本公開草案の内容に対する皆さまのご理解が、多少なりとも深まることを願っております。